

小型武器「追跡」の可能性

序章

アメリカの歴史学者リン・ハントは、グローバリゼーションを長期的な視点でとらえ、歴史的に進行している、世界が相互に関連し依存していく過程と定義した(Hunt, 2014=2016)。また、日本の政治学者遠藤誠治はグローバリゼーションを、ヒト・財・サービス・資本・情報のトランスナショナルな移動とその高度化をもたらす政治・経済・社会構造の再編成の過程として定義した(大芝ほか、2006)。このようにグローバリゼーションは、長い歴史を持っているが、多くの識者が論じているように、冷戦終結後の情報革命による通信・輸送コストの低下に伴い、現在、さらに進展している。

そのような現在の国際情勢について、アメリカの政治学者ジョセフ・ナイは主権国家を、国境内の最高の権威である主権の所在は国によって異なるが、正当性のある政府が国境内を実効的に統治する国家と定義し、国際社会における唯一のアクターではなくなったと述べている(Nye, 2016=2017)。つまり、世界各地で活躍する多国籍企業やNGOの存在、世界的に波及する過激思想によるテロ行為など、国際社会という舞台において、さほど重要視されていなかった主権以外のアクターが、グローバリゼーション進展の影響により冷戦期よりも存在感を持つようになった。そして、そのようなアクターの多様化は国際社会に新たな問題を生み、従来から存在する問題を複雑化させている。このようにグローバリゼーションが進展している現在、主権国家はもはやグローバルイシューから目を背けることはできず、その役割において過渡期を迎えているのだ。

特に、安全保障分野における主権国家の主要な関心事である「紛争」は、グローバリゼーションの影響を受けて、形態が大きく変容した。そのような変化を「旧い戦争」と「新しい戦争」に区別したイギリスの政治学者メアリー・カルドーによると、従来国際政治上で重視されてきた「旧い戦争」は、政府の管理下に置かれた戦闘主体による主権国家同士の独占された暴力の行使であり、中央集権的な近代主権国家システムの確立と共に発展してきた。しかし、現在主要な紛争形態となっているのは「新しい戦争」である。つまり、紛争地となっている「国家」の統治能力が従来の主権国家という定義に当てはまらないほどに弱く、グローバリゼーションの進展を背景に政府管理下ではない当事者が暴力を私有化、行使している国内紛争(内戦)であるのだ。

したがって、われわれは上記したカルドーの「新しい戦争」の概念をもとに、「紛争」を主権国家同士の独占された暴力の行使である国家間紛争ではなく、現在主権国家の中心的関心である、その戦闘主体に政府管理下ではない当事者を含んだ暴力の私有化が生み出す内戦と定義した。そして、グローバリゼーション下ではこのような紛争は隣接する主権国家へ波及する恐れがあり、また、紛争地となった「国家」はテロや犯罪組織の温床となり、隣接していない主権国家の安全保障をも揺るがしている。つまり他の主権国家にとってこのような内戦は、その地理的距離に関わらず無視できない問題であるのだ。

このような紛争の特徴は 2011 年に独立した世界で最も新しい国である南スーダンでも顕著に表れている。南スーダンは政府の統治能力の弱さや政治腐敗から、反政府勢力の台頭を許し 2013 年に紛争に発展した。住居を奪われた一般市民や、従来の「紛争」では考えられなかった少年兵が戦闘主体として扱わ

れている。

このような紛争において、われわれは暴力の私有化、特に小型武器の拡散問題が紛争を助長させる原因であると考えた。南スーダンの事例からわかるようにグローバリゼーションの進展に伴い小型武器が紛争地にさらに拡散された結果、少年兵や正当性のない犯罪まがいの行為など、紛争の複雑化や長期化を招いているのだ。そしてそれは前述した通り、地理的距離に関わらず武器を製造する主権国家の安全保障をも揺るがす問題となっている。このような意味で主権国家は「グローバリゼーションからの挑戦」を受けており、その役割を問いただす必要があるのだ。

小型武器は1995年にブトロス・ガリ国連事務総長が報告した『平和への課題(追補)』の中で、その被害が伝えられ、規制が提唱されて以来国際的に問題視される存在となった。2年後の国連小型武器政府専門家パネルでは、小型武器の定義が定められた。これらをもとに本稿では「小型武器」を、自動拳銃や機関銃、アサルトライフルなどを含む「Small arms(小火器)」と、重機関銃や手持ち式対戦車ライフルなどを含む「Light weapons(軽火器)」と定義する¹。

主権国家はこれまで、そのような小型武器拡散問題に対する国際的認識の変遷を背景に規範や条約の形成、企業に対し紛争地への輸出規制などを行ってきた。しかしそのような取り組みは、グローバリゼーション進展の影響を受けて発展した個人レベルの違法取引である闇市場の存在により、無効化され、今なお小型武器が紛争地に蔓延し続けている。

以上のような問題意識のもと、輸出規制のように小型武器の移動に対するアプローチだけでなく、個々の小型武器本体を追跡する直接的なアプローチ、すなわちトレーサビリティの向上が、主権国家が現状管理しきれていないレベルの取引である闇市場の問題を改善できるのではないかと仮定し、具体的に主権国家が行うべき政策について論じていく。

第1章では、南スーダン紛争の事例をもとに現在起こっている紛争と小型武器の関連性を示し、グローバリゼーション進展の影響を受けて小型武器が拡散している現状を整理する。

第2章では、そのような小型武器拡散問題に対する主権国家の規範作りの変遷を追ったのち、国内で現在行われている規制、およびその限界となっている闇市場問題について分析する。

第3章では、闇市場という限界を踏まえたうえで、小型武器拡散問題に対して「トレーサビリティ」という概念を利用した主権国家の役割について提示し、この概念を利用した小型武器そのものに対する具体的施策に関して論じていく。

終章では、本稿での議論を踏まえたうえで、今後の展望を示す。

第1章 小型武器問題

本章では、本稿の主題である小型武器をめぐる問題を整理する。そのために、第1節では現在進行形で問題となっている南スーダンの事例研究を通して小型武器問題の深刻さを明らかにした後、現代の紛

¹United Nations(1997)「General Assembly A/52/298 - GENERAL AND COMPLETE DISARMAMENT: SMALL ARMS」(<https://www.un.org/Depts/ddar/Firstcom/SGreport52/a52298.html>) (2019年6月22日。)

争の主な形態について分析し、そのような紛争と小型武器との間に存在する関係性について論じる。その後第2節においては、「グローバリゼーションからの挑戦」を具体的に解釈していく。また、小型武器のグローバルな拡大の状況についても分析していく。

第1節 小型武器と現代の紛争

本節では、本稿の主題である小型武器をめぐる問題を整理するため、まず第1項で小型武器によって深刻化している南スーダン内戦を扱う。第2項においては現代の紛争の形態を分析した後、紛争と小型武器の関係性について述べていく。

第1項 南スーダン内戦における小型武器問題

アフリカ北東部の内陸国、南スーダン。2011年にスーダンから分離独立したこの国は、世界で最も新しい国である。しかし独立から2年後の2013年、キール大統領がクーデターの疑いによりマーシャル副大統領(当時)を解任。キール大統領率いる政府軍と、マーシャル副大統領を支持する反政府勢力が対立し、内戦に発展した。ロンドン大学衛生熱帯医学大学院(LSHTM)によると、2018年9月には推定約40万人が死亡²し、これは2011年に勃発したシリア内戦における死者数に匹敵する。また住む場所を奪われ避難民となった人々は約200万人に上る³とされ、数字からも内戦の被害が甚大であることが見て取れる。同時期に政府と反政府の代表が統一政府を発足する和平合意に署名したものの、2019年5月12日を期限とする暫定政府発足は期限を目前に半年延期された。

このように未だ混乱が続く南スーダンにおいて少年兵の問題も深刻である。国際連合児童基金(UNICEF)によって徐々に解放が進んでいるものの、2018年時点で未だ約1万9千人の少年兵が南スーダンの武装勢力に徴兵されている⁴。これほどまでに少年兵が増加した原因に小型武器の拡散が挙げられる。南スーダンの独立前からキール大統領と対立していた隣国スーダンは反政府勢力を支持し、南スーダンに対して小型武器を流入させている可能性が高いとされている。小型武器のうち世界で最も流通している銃の1つであるAK-47アサルトライフルのように軽量、丈夫で手入れの簡単な銃の登場は少年兵の戦闘参加を安易にした。重さは3-4kgほどで簡単な構造であるため10歳の子どもであれば簡単に持ち運びや組み立て、分解ができる。

このように、南スーダンの事例から小型武器の世界的な拡散は、今まで戦闘に参加することのなかった子どもですら参加させ、現代の武力紛争をさらに深刻化させていると言える。次項においては、現在の武力紛争においてこのような小型武器がなぜ使われているのか、また現代の武力紛争と小型武器はどのように相関しているのかを見るために、紛争の形態について先行研究を基に分析する。

²London School of Hygiene & Tropical Medicine 「War in South Sudan estimated to have led to almost 400,000 excess deaths」(<https://www.lshtm.ac.uk/newsevents/news/2019/war-south-sudan-estimated-have-led-almost-400000-excess-deaths>) (2019年6月22日。)

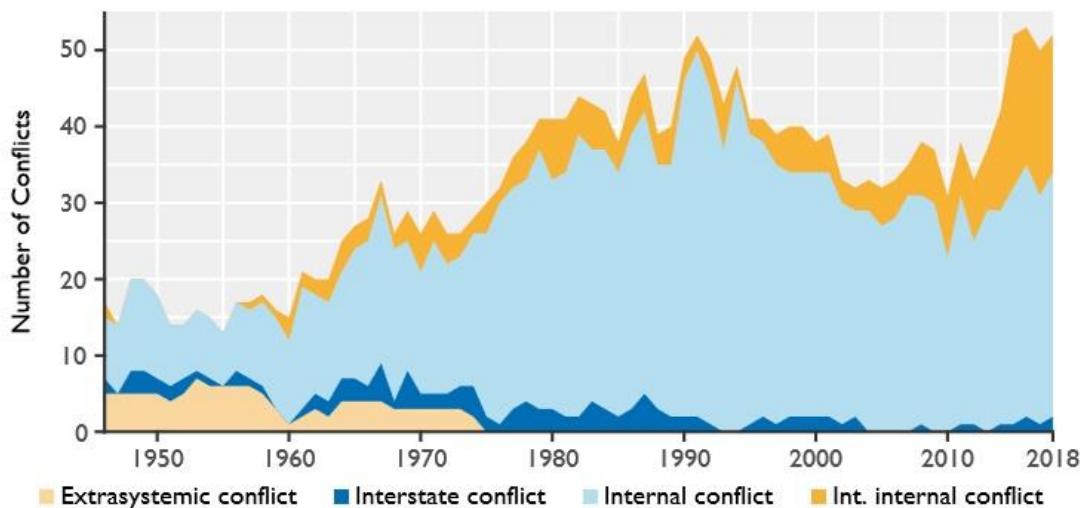
³ 同上 URL

⁴ UNICEF 「南スーダン 子ども兵士 200人以上、武装勢力から解放」(<https://www.unicef.or.jp/news/2018/0066/html>) (2019年6月20日。)

第2項 現代の紛争の形態

現代の紛争の形態とはどのようなものか。表1の統計データを作成したオスロ国際平和研究所(PRIO)の調査から明らかのように、2018年時点で進行中の武力紛争の主な形態は内戦であり、従来の伝統的な国家間戦争が勃発する可能性は減少していると言える。

【表1 1945年以降の紛争の形態】



(出典：PRIO Conflict Trends 「Trends in Armed Conflict, 1946–2018」より引用⁵⁾)

現代の紛争の主な形態である内戦においては、従来の国家間紛争と違い、階級に基づいた正規軍ではなく、準軍事組織やゲリラ、軍閥、犯罪者集団、警察部隊、傭兵など多様な組織形態の集団がアクターとなる。このような紛争において主な武器となっているのは国家間戦争で使われるような戦車や戦闘機などの大型通常兵器ではなく、あらゆる人が1人で扱うことのできる小型武器である。1997年に行われた第52回国連総会の報告書によると、紛争における死傷者の80%が小型武器によるものであったという。ではなぜ、このような内戦において小型武器が用いられるのだろうか。

小型武器が用いられる理由は主に2つある。1つ目には、小型武器が安価であることが挙げられる。小型武器の価格はその年や地域における需要と供給の関係によって変動しやすいが、フィリップ・キリコートの2006年の研究によれば、内戦の多発するアフリカや中東地域において、小型武器の主流であるAK-47アサルトライフルの価格は最低12ドル、平均で267ドルと、非常に安価に手に入るがわかる。また、後述するように、闇市場においては正規市場よりさらに安価な価格で小型武器の取引がなされる。

2つ目には、その扱いが簡便であることが挙げられる。内戦の主なアクターは非国家的な非正規軍などの多様なアクターであることはすでに述べたが、国家の正規軍ではないこのようなアクターは、武器に対する知識が乏しく扱いに不慣れであることが予測される。小型武器の扱いの簡便さはこのようなアク

⁵⁾ 本項では表中の“Interstate conflict”を国家間戦争、“Internal conflict”を内戦、“Int. internal conflict”を国際化した内戦と捉え、用いる。

ターにとって好都合なのである。

このような特徴を持つ小型武器が、内戦に及ぼす影響は大きい。紛争と国家の破綻は、密接に関係している(藤原ほか、2011)のであり、統治能力が不安定な国家においては人民の安全が確保されない。このような状況下では、内戦では一般住民が戦闘の巻き添えになる可能性が高く(斎藤、2002)、南スーダン内戦のように数万人の子どもたちが戦闘員として利用される状況をも招く。ひいては「子供や女性を含めた民間人でさえも自らの安全を確保するために簡便に使用でき、安価に手に入る小型武器を所持することは十分に理解⁶⁾」できることが指摘されている。すなわち、国内の治安悪化が小型武器への強い需要を招き、その小型武器がさらなる状況の悪化を招くという悪循環を生むことがあるのだ。

また、小型武器の影響で、民族浄化やジェノサイドといった人道危機がもたらされる可能性が高まったと言える。内戦の多くはエスニックや共同体をめぐる戦争であり(Nye,2016=2017)、人々の民族や宗教、言語などのアイデンティティが争われることが多い。紛争主体間のそのようなアイデンティティの相違が、暴力に拍車をかける悲惨なケースとして、人道危機が起こる(藤原ほか、2011)。このような憎悪、敵外心の高まりにより引き起こされる事件は、その潜在的な実行犯が入手しやすく簡単な操作のみで人の命を奪うことのできる小型武器を手に行っている場合、より発生確率が高まることは想像がつくことであろう。

以上本節では、今の国際社会で起きている小型武器問題が深刻であること、現代の紛争は内戦といった形態をとること、そのような紛争においては小型武器が主要な武器であること、そして小型武器は、しばしば致命的な状況の悪化を生むことになることを示した。次節では、グローバリゼーションによって引き起こされた小型武器の拡散について論じていく。

第2節 グローバリゼーションと小型武器の拡大

本節では、まず第1項では小型武器拡散の変遷を冷戦期と冷戦終結後に分けて見ていく。続いて第2項では、小型武器拡散の現状についてデータを基に分析していく。

第1項 小型武器拡散の変遷

小型武器のグローバリゼーションの大きな起点は冷戦期にある。第2次世界大戦以降、途上国に子会社を持つ欧米諸国の軍事会社の技術の進歩などによって、小型武器の拡散が始まった(西川、2013)。核兵器や大型通常兵器を用いた国家間戦争や代理戦争、内戦等が勃発する潜在性を秘めていた冷戦期においては、それらの兵器に対する法的規制や不拡散規範などが構築されたものの、大国主導で国家安全保障が優先される形となった(足立、2015)。具体的には、ソ連から衛星国への武器輸出や、一般市民を巻き込んだ米ソ代理戦争・民族解放戦争などへの介入・軍事援助などによって、自陣営の拡大が目指された⁷⁾。またストックホルム国際平和安全研究所(SIPRI)によると、1987年の全世界の武器貿易の38%をソ連が

⁶⁾ 山根達郎(2003)「武力紛争と小型武器問題—DDR支援を中心に—」『紛争予防』、63-75、p65。

⁷⁾ 外務省「小型武器問題とテロリズム」(https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/arms/sw/dnw_200208j.html) (2019年6月22日。)

担っており⁸、そのことからソ連が各地に自国製の通常兵器および小型武器を拡散していたことが分かる。

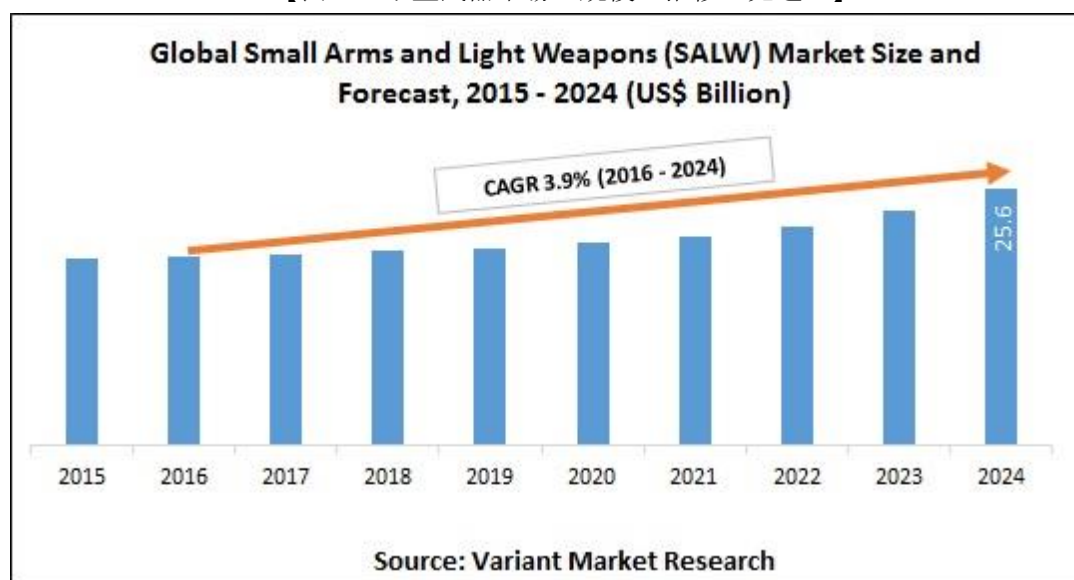
さらに、小型武器拡散の流れは冷戦終結後に加速する。冷戦終結によって紛争当時国でなくなった国では小型武器の需要が低下し、それらの小型武器は他の紛争が起きている国へと輸出されるようになった(西川、2013)。また国家が膨大な軍備(小型武器を含む通常兵器等)を維持する必要がなくなったため、欧州通常兵力条約(1990)をはじめとした大規模な軍縮や、国連軍備連絡制度(1992)などの軍備移転の透明性向上を目指す制度・規範が打ち出された(足立、2015)。それに伴い、国内に残る余剰小型武器は様々な市場に流出した⁹。つまり大型通常兵器には取引の透明性や輸出管理、規制などに注目が集まるようになったが、小型武器の取引は拡大の一途を辿ることになったのである。またその過程で、いわゆる発展途上国へ小型武器とその製造技術が伝わったため、小型武器の生産能力がある国家が増加し続けたのである。

以上のように、冷戦期と冷戦終結後では、それぞれの国際情勢に基づいた小型武器の拡散が生じていた。

第2項 小型武器拡散の現状

前項で述べたように冷戦の影響を受けて世界中に拡散された小型武器とその市場は、今後どのような変遷を見せるのだろうか。

【表2 小型武器市場の規模の推移と見通し】



(出典：Variant Market Research より引用)¹⁰

⁸ STOCKHOLM INTERNATIONAL PEACE RESEARCH INSTITUTE 「Russia and the Arms Trade」
(<https://www.sipri.org/publications/1998/russia-and-arms-trade>) (2019年6月21日。)

⁹ 外務省、前掲 URL

¹⁰ VARIANT MARKET RESEARCH 「Small Arms and Light Weapons (SALW) Market」

(<https://www.variantmarketresearch.com/report-categories/defense-aerospace/small-arms-and-light-weapons-market>) (2019年6月22日。)

表2で示すとおり、Variant Market Researchによると、国際社会における小型武器の輸入額は年間3.9%の割合で増加している。その額は2024年には256億ドルにまで上ると予想される。

【表3 小型武器輸入額上位国(100万ドル)】

輸入国	2013	2014	2015	2013年－2015年総輸入量	2013年－2015年の輸入率
アメリカ	2489	2214	2041	6744	38%
カナダ	344	364	303	1011	6%
サウジアラビア	161	209	285	655	4%
インドネシア	81	331	173	585	3%
ドイツ	209	198	166	573	3%
オーストラリア	140	156	172	468	3%
フランス	136	125	126	387	2%
UAE	168	75	134	377	2%
イラク	10	139	207	356	2%
その他	2182	2348	2162	6692	37%

(出典:Small Arms SurveyのTRADE UPDATE 2018 Sub-Saharan Africa in Focusより筆者訳)

次に、表3で示している小型武器の輸入額の面から小型武器市場の拡大について考察していく。小型武器輸入額の上位国家にはアメリカ、カナダに続いてサウジアラビア、インドネシアの順に挙がっている。また、その2国やイラクの輸入額が2013年から2015年にかけて増加していることから、小型武器の需要は輸出額も上位であるような国々の他に、比較的不安定な地域に属する主権国家においても高まっていると言える。

実際に、Small Arms Surveyによると、2012年から2013年にかけて、中東の主要な小型武器輸入国の輸入額が3億4200万ドルから6億3000万ドルと、84%も増加した¹¹。特にアラブ首長国連邦における輸入額は2012年の7100万ドルであったのに対し、2013年には1億6800万ドルにまで増加した。また、サウジアラビアでは5400万ドルから1億6800万ドルと1年で大幅に輸入量を増やした。そのほかにもエジプト、イラク、イスラエル、ヨルダン、クウェート、レバノン、オマーン、カタールといった中東の国々の輸入額が2013年には1000万ドルを超えた。この事からもわかるように、比較的不安定な地域において、小型武器が拡散されているのである。

第2章 小型武器へのアプローチと限界

¹¹ Small Arms Survey 「Press Release— EMBARGOED UNTIL 1 PM (NEW YORK) ON 6 JUNE 2016」
 (<http://www.smallarmssurvey.org/fileadmin/docs/S-Trade-Update/SAS-Trade-Update-Press-Release.pdf>) (2019年6月22日。)

第1章では、グローバリゼーションの影響を受けて発展した現代の紛争と小型武器との関係性について述べた。安価で使用が簡便な小型武器は紛争の被害を拡大させている。第2章では、小型武器問題に対する主権国家の取り組み、およびその問題点について分析する。

第1節 小型武器問題における国際社会の取り組み

第1項では小型武器問題に対して国際社会がどのような流れを経て、規範を形成してきたかを時系列順にまとめた。続く第2項では特に影響力の大きいと思われる武器貿易条約(Arms Trade Treaty:ATT)について分析をし、主権国家との関連を考える。

第1項 規範形成と認識の変遷

小型武器問題は1993年、マリ政府によって初めて世界に提示された。国内の小型武器の非合法取引に関して国連にSOSを出したのである(Biggs, 2000)。「小火器の不正取引の阻止と回収のための諸国への支援」は、当時マリに派遣された国連顧問団による報告書を受け採択された。この決議は、小型武器の非合法取引が社会経済の発展を妨げ、さらなる非合法取引を加速し悪循環を生み出すとし、同時に地域的取り組みの重要性を強調した。

1995年には『平和への課題(追補)』が採択された。この中でガリは、対人地雷や小型武器など紛争において頻繁に使用され、大きな被害をもたらしている通常兵器の軍縮、つまり「マイクロ軍縮」の重要性を訴えた。この概念は、現代において形態を変えた紛争に対し、国際社会が一致した態度をとるという目的のもと、戦略的安定実現のための手段ではなく、平和構築という意味での軍縮とされた(佐藤、2003)。同年、国連決議「小火器」が採択され、小型武器の過剰な備蓄と移動が治安の悪化と密接に関係し、新たな少年兵を生み出していること、それに対する国際規範の欠如が指摘された。小型武器に対して、安全保障と開発の双方からのアプローチの必要性が示されたのである。

1990年代後半からは、規範の形成において非国家アクターが重要な役割を担い始める。1998年には40か国200以上のNGOによって国際小型武器行動ネットワーク(International Action Network on Small Arms:以下 IANSA)が設立された。IANSAは特に小型武器の非人道性に焦点を当てて世論喚起を行った。小型武器問題は安全保障問題、開発問題として認識されていたが、IANSAは小型武器問題が人権問題である、という認識を形成した。この活動の背景には、対人地雷禁止条約がNGOの世論喚起によって形成されたことがあり、そのプロセスを小型武器問題にも応用しようとしたのである。以降、各国の政府関係者も協働を示唆したことから、NGOと国家の協働体制の可能性が摸索されていくこととなる。

2001年には「小型武器非合法取引のあらゆる側面に関する会議(国連小型武器会議)」が開催され、「小型武器行動計画」が採択された。いかに非合法取引を防止するかという点に焦点を絞ったこの行動計画では、市民社会、地域機関、国際機関による包括的アプローチの重要性、それらのアクター間の協力関係の必要性が訴えられた。法的拘束力を持たないソフト・ローであったものの、その後の国際機関や各国の軍縮の基盤となったことから、事実上法的拘束力を持つ規範として機能している(福田、2015)。

「小型武器行動計画」で異なるアクター間の協調の必要性が訴えられた結果、立ち上げられたのが「小型武器ジュネーブ・プロセス」である。「小型武器行動計画」の実施促進とモニタリングへの助言を行う

ため、各国政府、地域機関、NGOによる様々なアクター間での情報交換、相互理解の場として定期的な非公式会合を開催している(足立、2009)。この他にも、2003年の「小型武器中間会議」や2005年の「小型武器ジュネーブ・プロセス」では、多数のNGOが参加した。

通常兵器の不拡散の意志をもつ国によるレジームであるワッセナー・アレンジメントは、「小型武器行動計画」を受け、2002年に対象となる通常兵器に小型武器も含んだ『小型武器に関するベスト・プラクティス・ガイドライン』を発行した。

2013年には後述するATTが発行され、武器移動における合法・非合法が明確化されたことにより、条約加盟国間での共通基準が形成された(山本・庄司、2017)。2016年には国際組織犯罪防止条約を補足する議定書の1つとして「銃器議定書」が発行され、銃器や部品、弾薬の不正製造、取引を犯罪と定めることを義務付け、製造時や輸入時の記録保存、情報公開について規定した。

以上の国際規範の流れを追うと、冷戦期までは安全保障規範に基づき規制されてこなかった小型武器問題が、その被害の大きさや国際社会の関心の高まり、そして市民アクターの台頭により、開発問題、さらには人道問題として認識されるようになった。またこの結果から多様なアクターによるアプローチが不可欠とされたこと、同時に武器移転に関する国際レジームと相互に作用したことが読み取れる。また、「小型武器行動計画」の採択がそのプロセスにおいて大きな影響を及ぼしたことも特筆すべき点である。

第2項 現行規範としてのATT

本項では現行の国際規範であるATTを取り上げる。ATTとは、外務省によると、小型武器をはじめとする通常兵器が平和を脅かす危険性の下で拡散されることを防止するため、その輸出入を規制する条約で、2014年12月24日に施行され、現時点で総計102の締約国と130の署名国がある。また、2019年6月7日ボツワナが加盟し、ATTの第103回締約国となったことが発表された。

条約形成の背景としては、1990年代後半から2000年代にかけて、通常兵器の生産技術の拡散と生産国が増加したことによって武器輸出を問題視する動きが世界で高まったことと、その後2003年にアムネスティ・インターナショナルやオックスファムなどのNGOが「コントロール・アームズ」キャンペーンを設立してATT構想を推進し、この構想を支持する国が徐々に増えATT交渉プロセスが展開していったことが挙げられる(榎本、2016)。

ATTは、まったく新たな義務を国家に課すものというよりも、既存の国際法の下での国家の義務を結晶化・明確化させ、武器貿易の普遍的な基準を提供しようとするものである(足立、2009)。締結国の義務として、国際貿易を管理するための国内制度の整備や、通常兵器が平和及び安全に寄与し、またはこれを損なう可能性、国際人道法・国際人権法の重大な違反等に使用される可能性について評価し、著しい危険性がある場合は、移転を許可しないことなどが定められている。

本節では国際社会の武器拡散防止策を時系列に沿って論じた。近年では小型武器に対する国際社会の関心が高まっている。また、ATTでは主権国家の義務的役割が提示され、小型武器問題を解決するためにどうあるべきかが今一度問い直されていることがわかる。

第2節 主権国家による小型武器の規制

本節では国際社会の動向を受け、主権国家がどのような対応策を行ってきたかを ATT 加盟国であり、武器輸出大国でもあるイギリスを例に挙げて述べていく。

イギリスでは、輸出地域の不安定化、大量破壊兵器の開発への懸念、同盟国との安全保障への関与などを理由として、輸出製品とその行き先に応じて、政府が輸出規制を行っており、輸出許可のライセンスが必須とされる。主に武器や軍需品の輸出入に関する規制には DIT(department for international trade) と呼ばれる国際通商省が携わっており、ライセンスの申請は国際通商省の SPIRE と呼ばれるオンラインシステムを利用して行われている。

ライセンスには、一般公開輸出ライセンス(Open General Export Licences:以下 OGEL)をはじめ、標準個別ライセンス、積替ライセンス、貿易管理ライセンスと複数の種類がある。これらのライセンスを取得するための基準は4つ設けられている。

1つ目は輸出する商品の性質であり、軍事用に設計された商品や拷問に使用される恐れがある商品の規制を目的とする。

2つ目は輸出製品の目的地であり、イギリス軍の軍用リストや EU の軍民二重使用リストに載っているものの目的地に関わらない規制を目的とする。

3つ目は輸出商品の最終的な使用法であり、軍用として設計されているものでなくても輸出先で軍用として使用されうるものの規制を目的とする。

4つ目は貿易活動の資格であり、貿易管理として2か国間の貿易をしているとき資格が必要になる場合がある。

主に武器の輸出に関するライセンスは OGEL と呼ばれる一般公開輸出ライセンスである。このライセンスの項目として、デュアルオープンユース一般輸出許可や軍用品オープン一般輸出許可などが挙げられる。デュアルオープンユース一般輸出許可とは、軍用と民生用の二重の用途がある製品や技術を対象とする輸出許可制度であり、これらの製品を禁輸地における軍隊に輸出・譲渡することを許可している。軍用品オープン一般輸出許可とは個人使用のみと限定されてはいるが、軍用のソフトウェアと技術への海外アクセスを許可するライセンスなどが含まれている。

これらのライセンス制での輸出規制政策がとられているイギリスであるが、南スーダンでの内戦では、イギリス製の小型武器が使用されていた。製造元はドイツの銃器会社ヘッケラー&コッホ(heckler & koch)のイギリス支社であった。つまり、イギリス政府がライセンス制度によって国内からの輸出を規制しても、紛争地への武器の流出は止められていない現状がある。この問題の原因のひとつに、正規ルートへの規制では網羅できない範囲での輸出ルート、つまり闇市場の存在が挙げられる。

本節ではイギリスを例に挙げ、輸出規制というかたちでの主権国家の小型武器問題へのアプローチを論じた。しかしながら、小型武器問題には闇市場といった、主権国家の手が届かない非正規ルートが存在する。第3節では、課題となる闇市場について、その現状について論じていく。

第3節 闇市場の現状

第1項 ベルギーにみる闇市場

闇市場はその名の通りかたちの捉えられない市場のため、その現状で分析することには限界がある。しかし、ベルギーのブリュッセル都市圏に闇市場の一角が存在していることがわかった。ベルギーは昔から小型武器との関わりが深い。国内の兵器企業 FN HERSTAL 社は 125 年にわたる歴史を持つ老舗であり、ベルギー国民は小型武器の製造者として、また使用者としての一面を持っている。ここからはベルギーがなぜ闇市場の巣窟となっているかを考える。

1 つ目の理由として、欧州のモノの移動の自由さがある。特にベルギー、フランス、ルクセンブルク、オランダ、西ドイツを含むシェンゲン圏では、旅券なしで移動でき国境で税関申告もない。旅行者を装い、手荷物に小型武器を紛らわせ、1 つ 1 つ手運びで移動させることも難しくはない。ヒト、モノの移動の自由が小型武器の抜け穴となるのだ。

2 つ目に、主権国家によって不可動化に違いがあることがある。小型武器を使えなくすることを不可動化というが、各国によって手段は違う。例を挙げると、イタリアは銃身に鉛を詰め込む、デンマークは銃を半分に切断する、という方法がとられている。その一方で、スロバキアは銃身にピンを通すだけであった。これは 1 時間もあれば再可動化することができてしまい不可動化には不十分であったが、2015 年 7 月に基準を強化するまでこの方法が用いられていた。これらの不可動化が不十分な小型武器が合法的に売買された場合、これを再可動化し闇市場へ流通させることがビジネスとされることも少なくない。現に、2015 年 1 月のパリ襲撃の際に用いられた小型武器もスロバキアで不可動化されたものが再可動化されたものであった。

第 2 項 オンライン上での小型武器取引

前述の通り、グローバリゼーションは情報の伝達の発展をもたらした。Small Arms Survey がリビアの武器取引の現状を調査したところ、闇市場、とりわけオンライン上での取引が行われていることが発覚した。以下は上記の調査の結果をまとめたものである。

リビアでは長らくカダフィ政権の独裁が行われていたが、彼の政策の中に国内武器取引に対する取り締まりの強化があり、その上リビアに対して国連の制裁措置も行われていたことで、国内での闇市場の需要が高いものとなっていた。当時は個人ユーザーのインターネットアクセスが厳しく制限されていたが、カダフィ政権が倒れた後は制限も解除され、オンライン上での武器取引が非国家武装組織の需要を受け普及することとなった。扱われている武器も小型武器からロケットランチャーなど多岐にわたり、紛争の激化を招いている。

第 1 章第 1 節第 2 項で述べたように、小型武器は既に安価な正規価格で流通しているが、闇市場ではさらに安価で取引されている。Small Arms Survey による 2013 年の調査では、2013 年のホンジュラスにおける 9mm 拳銃は、正規市場(ホンジュラスの国営兵器工場 La A La Armería による販売)では 900-2000 ドルで販売されているのに対し、闇市場では 45-350 ドルで販売されていたことが指摘されている。

また、グローバリゼーションの進展によって情報が自由に行き来できるようになり、個人がオンライン上での闇市場に触れやすくなっている。つまり、個人が小型武器をより自由に売買することが可能になっているのだ。

流通経路が不透明であることも闇市場の問題である。REUTERSの報告によれば、イランの武器密輸業者がドイツやフランスなどの欧州の大手船会社を使って密輸を行っているという。コンテナ会社が積み荷全ての確認を行うことは不可能であり、対応が困難になっている。

本章では第1節で国際社会が小型武器問題に対してどのような規範形成を行ってきたかを時系列に沿って論じてきた。続く第2節では国際社会の規範を受けて主権国家がどのような取り組みを行っているかをイギリスの輸出規制を例に分析した。国際社会や主権国家がこのような取り組みを行っているにもかかわらず、紛争地に小型武器が流入し、闇市場の暗躍を止めることができていない現状を第3節で論じた。このように闇市場には第1節、第2節で論じた国際社会や主権国家の取り組みでは対応できない問題が存在している。市場の中心である国際社会と小型武器生産国である主権国家の取り組みだけではこの問題を解決することができないのならば、小型武器そのものへのアプローチをする必要があるのではないかと考え、われわれは見えない闇市場への流通ルートを明瞭化させることに小型武器問題解決の糸口があると考え、続く第3章で各主権国家におけるトレーサビリティの法整備と、新たな提案である衛星測位システム導入の考察について述べていく。

第3章 小型武器そのものの「追跡」

第2章で論じてきたように、これまで主権国家が主に行ってきた禁輸など貿易への取り組みだけでは正規のルートから闇市場への小型武器流入を完全に阻止することはできない。そこで、本章においては、現在一部の主権国家では活用され、国際社会において有効性が認められているにも関わらず世界規模での実現がなされていない小型武器に対するトレーサビリティシステムの更なる促進を提言する。加えてこれを主権国家の役割と定義し、小型武器への衛星測位システムの導入を主権国家の新たな役割として論じていく。

第1節 トレーサビリティの定義と有用性

本節においては、トレーサビリティという概念について他分野での事例をもとに定義し、小型武器問題においてこの概念が国際社会で取り上げられた例を挙げながら、その有用性について述べていく。

トレーサビリティは「追跡可能性」と訳され、現在、幅広い分野で使用されている概念である。これは特に食品業界で使用されており、日本の農林水産省では食品のトレーサビリティを「生産、加工及び流通の特定の一つまたは複数の段階を通じて、食品の移動を把握できること¹²⁾」と定義している。現在はこの概念を導入し、食品事故等の問題が発生した場合に食品の移動ルートを追跡し、原因究明や商品の回収を円滑に行うことができるシステムや、消費者が商品選びの際に商品ラベルに記載された追跡番号を検索することで商品の産地や製造過程などを知ることができるシステムが運用されている。このような事

¹²⁾ 「食品トレーサビリティシステム導入の手引き」改訂委員会(2008)「食品トレーサビリティシステム導入の手引き(食品トレーサビリティガイドライン)」農林水産省。

例に倣って、われわれは、小型武器流通のトレーサビリティを「小型武器の製造過程においてマーキングすることにより、主権国家が武器の所有や移転を把握することができる状態にすること」と定義する。

第1章の第2節で述べているように、現在の国際社会には多くの小型武器が流通しており、それは今や一国だけの問題ではなくなっている。そのため、国際社会は、違法な小型武器の拡散を防ぐことで小型武器のあらゆる問題を国際、地域または国内のレベルでコントロールすることを目指し、新たな対策を模索しているのである。

国際社会においてトレーサビリティ導入について様々な言及がされている。例えば、1991年に国連通常兵器移転登録制度を設立以降、国連は加盟国の小型武器の移譲や国内生産による調達などに関するデータを集め、年に1度公式文書として発行している。また、2005年の国連事務総長報告の中でアナン元国連事務総長は2001年以降小型武器問題に対する意識が高まり、これらの問題に取り組むイニシアティブが生まれているとした上で武器禁輸措置の執行改善、小型武器のマーキングと追跡活用することで不正な仲介の予防に向けて今こそ実質的な前進を遂げなければならず、加盟国に対してマーキングと追跡を律する協定に合意し、不正仲介に関する協定に向けた交渉を迅速化するように求めている¹³。さらに、2003年にOSCEが発表した *Handbook of Best Practices on Small Arms and Light Weapons* の中でも小型武器および軽兵器へのマーキング、記録保持及びトレーサビリティの有効性について言及されている¹⁴。

以上のことから、近年の国際社会において小型武器の問題にトレーサビリティを導入していくという流れが強くなったということが読み取れる。日本もその流れを受けており、日本を含めた各国で不法に取引された小型武器の特定及び追跡に関する国際文書を作成する動きやトレーサビリティ導入を実現するための会議も多く開催されている。国際社会もトレーサビリティ活用に関して、主権国家による小型武器の動きの把握や闇市場への流入の早期予防などといった期待や紛争抑止の可能性を見出していることが読み取れる。そのため、われわれは小型武器が原因で発生する紛争を一つでも減らすために、今後の小型武器問題への対策としてトレーサビリティ導入と促進の必要性に着目し、論じていく。

第2節 トレーサビリティの現状分析

前節ではトレーサビリティの概要とそれに関する国際社会での議論について記述した。本節ではトレーサビリティについて国際社会、主権国家とそれぞれのアクターに関する現状分析を行い、その問題点を明確にしていく。

第1項 現在の国際社会とトレーサビリティ

¹³ 国際連合広報センター「より大きな自由を求めて——すべての人のための開発、安全保障および人権(A/59/2005)」(https://www.unic.or.jp/texts_audiovisual/resolutions_reports/ga/reports2/3387/) (2019年6月22日。)

¹⁴OSCE「*Handbook of Best Practices in Small Arms and Light Weapons*」(<https://fas.org/asmp/campaigns/smallarms/OSCEhandbook.pdf>) (2019年6月22日。)

第2章や前節でも述べたように、小型武器の違法な拡散を防ぐために国際社会や国家レベルで対策が行われているにも関わらず、現在も武器の不正流通によって未だに紛争地に小型武器が流入しているのが現状である。これには様々な要因が潜んでいるが、この問題の根底に闇市場の存在がある。トレーサビリティを小型武器に活用することが闇市場の問題対処において有効な手段であるとわれわれは考える。前節でも述べた通り、トレーサビリティは小型武器の流通ルートを明確化し、小型武器の追跡を可能にする。それにより、これまでより国家が規制できる範囲が増え、非正規ルートで紛争地に流出していた小型武器を減少させることが期待できる。

しかし、実際に国際社会全体でトレーサビリティの活用の実行を阻む課題が存在する。1つ目に小型武器に対して現時点においても国際社会での小型武器の基準がまだ明確に定まっていないことが挙げられる。これは杉江も論文中で「国際社会に確定した定義はまだ存在しない¹⁵⁾」と指摘している。ライフル弾の規格を例に見てみると、北大西洋条約機構(NATO)諸国で定めた規格では5.56mm×45mmや7.62mm×51mmと定めているのに対し、ロシア(ソ連)は5.45×39mmと7.62mm×39mmと定めている。

2つ目に、軍事機密の扱いに関するものである。日本においても2014年に施行された特定秘密の保護に関する法律の中に、以下のような軍事機密を保護する必要性と、実際にどのようなものを機密に指定すべきかを記している。

この法律は、国際情勢の複雑化に伴い我が国及び国民の安全の確保に係る情報の重要性が増大するとともに、高度情報通信ネットワーク社会の発展に伴いその漏えいの危険性が懸念される中で、我が国の安全保障(国の存立に関わる外部からの侵略等に対して国家及び国民の安全を保障することをいう。以下同じ)に関する情報のうち特に秘匿することが必要であるものについて、これを適確に保護する体制を確立した上で収集し、整理し、及び活用することが重要であることに鑑み、当該情報の保護に関し、特定秘密の指定及び取扱者の制限その他の必要な事項を定めることにより、その漏えいの防止を図り、もって我が国及び国民の安全の確保に資することを目的とする。

一 防衛に関する事項

イ 自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究

ロ 防衛に関し収集した電波情報、画像情報その他の重要な情報

ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力

ニ 防衛力の整備に関する見積り若しくは計画又は研究

ホ 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物の種類又は数量

ヘ 防衛の用に供する通信網の構成又は通信の方法

ト 防衛の用に供する暗号

チ 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のものの仕様、性能又は使用方法

リ 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のものの製作、検査、修理又は試験の方法

¹⁵⁾ 杉江栄一(2003)「小型兵器と軽火器」『中京法学』38(1)、37-65.

又 防衛の用に供する施設的设计、性能又は内部の用途(へに掲げるものを除く。) ¹⁶

つまり、国際社会でトレーサビリティの確保を行う際、国家が軍事品の生産や輸出入に関する情報を公開することは最大の課題になると考えられる。なぜなら国家の安全を危険に晒すことに繋がると各国家で認識されているからだ。ATTの第13条でも「報告書には、商業上機微な情報又は国家の安全保障に関する情報を含めないことができる¹⁷」と記述されている。これらのことから、現在の国際社会によるこの課題への早急な対応は困難である。

3つ目として、正規の取引に関する境界線が各国によって差異があるということが挙げられる。これは特に未承認国家との武器貿易で発生する問題である。その具体例としてアメリカと台湾の間で行われる武器貿易が挙げられる。この二国の貿易において、アメリカ側は台湾関係法において「防衛目的での台湾への武器供与」を規定しており、合法の活動と捉えているものの、台湾を自国の一部と主張する中国側は、この貿易は中米共同声明の原則に違反しているとして非難している。

このように、実際の国際社会では、武器のトレーサビリティに関する議論が行われており、その必要性も認知されている。その一方で、国際社会で統一されていない小型武器の基準、軍事機密の取り扱い、各国の武器貿易に関するスタンスの違いという問題が存在することも読み取れる。以上のことから、各国が足並みを揃えて国際的にトレーサビリティを導入した政策を行っていくことは現時点では難しいといえる。

第2項 主権国家とトレーサビリティ

これらのことを鑑みると、武器のトレーサビリティの導入とその促進において、国際社会で施策を行っていく以前に、まずは個々の主権国家がトレーサビリティ導入において役割を担っていくべきである。

ある制度を有効なものとして一主権国家内で取り入れようとするとき、法律という法的拘束力を持った規範が必要になる。武器の流通や闇市場などに対しては主権国家よりも多国籍企業や市民社会の方が力の強いアクターになってきてはいるが、法律を定めることができるのは当該主権国家並びにその立法機関のみである。これらのことから、トレーサビリティ制度推進において主権国家の果たすべき重要な役割は法整備だと言える。

主権国家が武器製造や輸出について管轄権を持っている国の例としてドイツが挙げられる。この管轄権の法的根拠としては、以下のドイツ基本法26条である。

第26条

- (1) 諸国民の平和的共同生活を妨げ、特に侵略戦争の遂行を準備するのに役立ち、かつ、そのような意図をもってなされる行為は、違憲である。このような行為は処罰するものとする。
- (2) 戦争遂行用の武器は、連邦政府の許可を得ることによってのみ、製造し、運搬し、商取引するこ

¹⁶ 衆議院 法律第八号(平二五・一二・一三)特定秘密の保護に関する法律

(http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_housei.nsf/html/housei/18520131213108.htm) (2019年6月22日。)

¹⁷ Arms Trade Treaty 「Treaty text」 (<https://thearmstradetreaty.org/treaty-text.html>) (2019年6月22日。)

とが許される。詳細は、連邦法律で規律する¹⁸。

まず、個々人の小型武器の所有は、政府による審査を経て許可証が発行されることで、小型武器の取得や所有、その管理が認められることになる。また、製造に関しては、基本法 26 条第 2 項から分かるように、国内で使用する場だけでなく国外へ輸出するために製造する場合においても企業は連邦政府の許可を得る必要がある。これらの過程において政府は武器製造登録簿を作成することで、製造から所在までを可視化できるようにしているのである¹⁹。

ドイツにおける武器輸出に関わっている法律は基本法だけではない。現在のドイツの輸出管理は、基本法のほかに、対外経済法(Aussenwirtschaftsgesetz:AWG)と同法に関連した対外経済法施行令(Aussenwirtschaftsverordnung:AWV)、戦争に直接提供される兵器の生産、輸出に関わる兵器管理法(Kriegswaffenkontrollgesetz:KWKG)、EU 規則に基づき、ドイツ連邦経済技術省(BMWi)及び輸出管理当局(BAFA)によって運用されている。これらの法律に沿って輸出許可を得ることを義務付けられている製品を「軍装備品」と呼ぶが、これは輸出品リスト(Ausfuhrliste List:AL)における第 1 部第 A 章に列挙されている物品 22 種類のことで、この中に戦闘機や戦車といった基本法と KWKG の意味における「兵器」にあたるものも存在している。

武器輸出の際には、「兵器」と兵器に該当しない「その他の軍装備品」という 2 つのカテゴリによって必要な許可が変わってくる。前者の「兵器」の輸出に際しては、KWKG に基づいた許可、AWG と AWV による輸出許可が必要になるが、「その他の軍装備品」の場合は AWG と AWV の輸出許可が必要になる。輸出許可を与える権限を有しているのは政府機関である連邦経済・エネルギー省だが、「第三国」に向けた「兵器」の輸出許可申請に関しては外務省や国防省と連携を取りつつ、「その他の軍装備品」に関しては連邦経済・エネルギー省を構成する 6 つの省の 1 つである BAFA が輸出許可を出している。それらの機関による輸出許可を得た後に契約が結ばれ、その後年に 1 回発行される「通常兵器輸出政策に関する連邦政府報告書」に掲載されることになる。

このように、現在ドイツにおいては、小型武器の製造から所在までを把握できる武器製造登録簿や小型武器輸出に関する法整備が整っている。主権国家として確固たる法整備を確立させることで、当該主権国家内で製造された小型武器の流通ルートの可視化や遡及、追跡が可能になり、非合法取引などを経て想定されていない消費者ないしは使用者の手に渡ることを防ぐことが可能になる。他の主権国家においても、政府が法律においてトレーサビリティシステムを明文化することで、小型武器を製造する側である企業に対し法的強制力のある規範を設けることができ、各国家が当該主権国家内で製造された武器に責任を持つことが可能になる。

その一方で、ドイツで行われている現状の法律には限界も存在する。ドイツ政府が作成した武器製造登録簿に記載されている小型武器に関しては遡及や追跡を行うことが可能だが、グローバリゼーション

¹⁸ Bundesministerium der Justiz und für Verbraucherschutz 「Ausführungsgesetz zu Artikel 26 Abs. 2 des Grundgesetzes (Gesetz über die Kontrolle von Kriegswaffen)」 (<https://www.gesetze-im-internet.de/krwaffkontrg/BJNR004440961.html>) (2019年6月22日。)

¹⁹ Bundesministerium der Justiz und für Verbraucherschutz 「Waffengesetz」 (http://www.gesetze-im-internet.de/waffg_2002/BJNR397010002.html) (2019年6月22日。)

が進展した現在、前章で挙げたような闇市場の事例など活発化している非国家間での違法取引までは遡及・追跡することができない。

第3節 主権国家の新たな役割

ここまで、本章においては小型武器のトレーサビリティの確保に関して主権国家の役割が求められ、それに関して課題が残っていると論じてきたが、本章ではその課題を乗り越え、より確実なトレーサビリティを実現するための具体的な方策を提示していく。衛星測位システムを利用した小型武器そのもののトレーサビリティの確保について論じた上で、そのトレーサビリティをより多くの主権国家で行うための規範作りについて論じていく。

第1項 衛星測位システム導入の義務化

このように、現在主権国家が運用している法整備には限界が存在している。そして、正規の流通ルートだけでなく闇市場での流通ルートを明瞭化させることが主権国家の役割ひいては紛争解決に繋がっていくのではないかとわれわれは考えている。そこで、小型武器そのものに追跡機能を付与することで闇市場での流通ルートを明瞭化し小型武器のトレーサビリティを実現させることをわれわれは提起する。本項ではこのような小型武器のトレーサビリティを具体的にどのように促進していくのかについて考察する。

まず、このような追跡機能を付与する際に、現時点で最も利用することが期待できるのは衛星測位システム(Global Navigation Satellite System:GNSS)である。GNSSとは、4機の人工衛星を使用して地上の現在位置を計測するシステムのことで、日本では輸送トラックにGNSSを応用した動態管理システムを搭載しその追跡を可能にしている。

実際に小型武器にGNSS測位端末が搭載されている例としてスマートガンが挙げられる。スマートガンの元々の設計思想とは、特定の使用者を指紋やグリップを握った際の感度等で認証する技術を搭載することで、不正使用者を認識して発砲の可否をコントロールすることである。また、このようなスマートガンの中にはGNSS測位端末を搭載することで特定エリアでの発砲を禁止する仕組みを持つものも実際に存在する。その一方で、スマートガンはアメリカでの銃乱射、銃による自殺を減らす目的で開発されたものであり、紛争予防のために開発されたものではない。

しかし、このスマートガンの技術を現在生産されている全ての小型武器に応用することで、小型武器のより確実なトレーサビリティが確保できるようになることができることに加え、付随的ではあるが小型武器が数多く利用されている紛争地域での使用者数の減少にも繋がる。このような2つの面での小型武器へのアプローチが行われることで紛争規模の縮小に対しても期待できる。

これらのことから、われわれは主権国家によるGNSS測位端末と認証システムを小型武器に搭載することの義務づけが必要であると考えます。そうすることで小型武器の追跡が可能になり闇市場の流通ルートが明瞭化できる。また搭載されている認証システムにより紛争地域へ小型武器が流入した際には発砲が抑制され、一般市民が戦闘に巻き込まれることを防止することができると思えます。

第2項 限界と対策

しかしGNSSを利用した制度にはプライバシーの侵害が生まれるという懸念がある。GNSSを利用するためにはユーザーの位置を送信する必要があり、詳細な位置情報を送信すると外部からの攻撃によりプライバシーが侵害される恐れがあるからだ。これまでGPSなどのGNSSとプライバシーの侵害に関するジレンマについて主に犯罪捜査について議論が成されてきているが、その根本的解決は未だ見つかっていない(眞野・石川、2011)。小型武器のトレーサビリティにGNSSを導入することに関しても、同様の問題が発生すると考えられ、特に銃社会の国にとって小型武器に測位端末を搭載することは銃を保持する者のプライバシーを侵害しかねないようなデリケートな問題となってしまうことだ。このようなことを鑑み、まずは銃社会ではない国で小型武器にGNSS測位端末を搭載することを法律によって義務化することを通じて、銃社会の国家に対してアプローチしていくことが必要であると考ええる。そうすることで、近代的な社会制度が19世紀終盤にドイツから発祥し、その有効性が認められ欧州各国が徐々に取り入れ広まっていったように、小型武器規制が銃社会の国にも広がっていくと期待ができる。このようにトレーサビリティという観点から小型武器そのものにアプローチをしていくことが我々の提起する主権国家の新たな役割である。

本章では小型武器の闇市場に対する衛星測位システムを用いたトレーサビリティを有効的な施策として提案した。トレーサビリティの定義や有用性について述べた上で、国際的足並みをそろえることの限界を示しながら主権国家単位での導入事例を挙げた。その上で、われわれの提案である衛星測位システムの展望について考察し、このような方策を行うことで小型武器の問題に対して、効果的に対処できることが期待される。

終章

グローバリゼーションという現象が進展する中で、ウェストファリア体制から現在まで国際社会のアクターとして存在してきた主権国家は、その役割の変容を余儀なくされている。このような認識の下で、われわれが小型武器という問題に対して展開してきた議論を今一度整理するとともに、最後に今後さらに必要とされるであろう論点を紹介することで、本稿の結びとしたい。

内戦を主要な形態としている今日の紛争において、小型武器はその状況をより複雑に、そして解決困難なものにしてきたと言える。小型武器は冷戦期を起点に国家の枠を超えた世界規模で拡散するようになったが、このような小型武器の移動に関して、これまで主権国家は主に輸出規制といった形での対処を取ってきた。それはある程度の効力を持っていたと言えるにせよ、それでも今日の小型武器の拡散は闇市場という大きな問題を孕むため、小型武器の移動に対するアプローチだけでは不十分であることが判明した。そこでわれわれは、小型武器そのものに対してトレーサビリティを向上させるという手法を、今日の主権国家がより推進していくべきであるという結論を導き出した。具体的には、各主権国家が国

内においてトレーサビリティ確保に向けた環境を作る法整備をすること、そして小型武器本体にGPSを搭載することで、闇市場への流通経路の把握、その根絶をするための第一歩を踏み出すことができるのだと主張するに至った。

もちろん、トレーサビリティの確保によって闇市場の問題を根絶することには、各主権国家単位での施策だけでは不十分な面も存在する。ある特定の国々が自国で生産した小型武器に対する追尾を可能にしたところで、国際的に拡散する小型武器に対しては必然的に主権国家の枠組みを超えた協調が必要となる。しかしながら、第3章第2節第1項でも指摘したとおり、国際社会に共通した小型武器の定義が存在しないことや情報共有の困難さ、正規の取引をめぐる認識の違いなど、主権国家同士の連携には様々な問題が存在する。加えて、2019年にアメリカのトランプ政権がATTへの署名撤回を発表したように、主権国家の自国中心主義的な利益追求によって国際協調の足並みにずれが生じていることも確かである。すなわち、小型武器の拡散における国際協調の推進は主権国家にとっての課題であるのだ。

さらに、本稿では小型武器の拡散の問題に焦点を当ててきたが、現在の、そしてこれから起こる小型武器の移動を管理し、不法な組織への流出を防ぐだけでは、内戦における人道危機を食い止めることはできない。そして既に拡散し、現時点で紛争当事者の手にある小型武器に関しては、紛争解決や平和構築活動の中において武装解除などの小型武器を回収するプロセスが必要になってくる。小型武器の移動という「入口」への規制と、今ある小型武器の「出口」をいかに確保するのかについての議論は、同時並行的に行われなければならないのだ。

上記のような課題が残されているにしても、われわれが本稿において主張するトレーサビリティの向上措置については、現在進行形で多くの命を奪う小型武器の脅威に対して、無くてはならない議論であると考えている。なおかつ、本稿での議論は未来志向的なものであり、現在の脅威を減らすと同時に、将来における被害も防ぐ上での意義がある。グローバリゼーションの進展によって様々な事態が複雑になっている今だからこそ、まずは各主権国家が改めて自らの役割を問い直すことに、現代の問題を解決する端緒が見られるのである。

参考文献

○邦文文献

(1)邦文著書

【単著】

足立研幾(2015)『国際政治と規範 国際社会の発展と兵器仕様をめぐる規範の変容』有信堂.

—— (2009)『レジーム間相互作用とグローバル・ガバナンス——通常兵器ガバナンスの発展と変容』有信堂高文社.

斎藤直樹(2002)『紛争予防論』芦書房.

西川由紀子(2013)『小型武器に挑む国際協力』創世社.

福井康人(2015)『軍縮国際法の強化』信山社.

【共同編著】

大芝亮ほか編(2006)『平和政策』有斐閣.

藤原帰一ほか編(2011)『平和構築・入門』有斐閣.

山本武彦・庄司真理子編(2017)『現代国際関係学叢書 第2巻 軍縮・軍備管理』志學社.

(2)邦文雑誌論文

青木保(2015)「ドイツで実施された輸出者の国際競争力強化のための輸出管理制度改革——連立合意の重要項目として政府主導で改革が早期に実現」『CISTEC Journal』156、16-20.

伊藤嘉彦(2014)「武器輸出に関するドイツの取り組み」『海外事情』62(12)、103-115.

佐藤丙午(2003)「小型武器問題とマイクロ軍縮——新しい国際規範の形成と国連の役割——」防衛研究所『防衛研究所紀要』6(1)、70-94.

杉江栄一(2003)「小型兵器と軽火器」『中京法学』38(1)、37-65.

眞野将徳・石川佳治(2011)「位置情報サービスにおける属性を考慮したプライバシー保護について」『電子情報通信学会技術研究報告』111(173)、47-52.

山根達郎(2003)「武力紛争と小型武器問題—DDR 支援を中心に—」日本国際問題研究所『紛争予防』63-75.

渡辺洋(2006)「ドイツにおける武器製造・輸出の自由——基本法 26 条をめぐる解釈論から」『季刊企業と法創造「特集・企業と人権」』8、26-47.

○欧文文献

(3)欧文著書

Killicoat, Philip. (2006) *Weaponomics: The Economics of Small Arms*, Working Paper (257), Oxford: Centre for the Study of African Economies.

(4)欧文雑誌論文

David BIGGS. (2000) "United Nations Contributions to the Process", *Disarmament Forum*, 2,25.

David C. Atwood. (2000) "NGOs and disarmament: views from the coal face", *Disarmament Forum*, (1), 11.

Keith Krause. (2002) "REVIEW ESSAY: Multilateral Diplomacy, Norm Building, and UN Conferences: The Case of Small Arms and Light Weapons", *Global Governance*, 8(2), 247-263.

(5)邦訳書

Hunt, L. (2014) *Writing History in the Global Era*, New York: Norton. (=長谷川貴彦訳(2016)『グローバル時代の歴史学』岩波書店.)

Kaldor, M. (1999) *New & Old Wars: Organized Violence in a Global Era*, Cambridge: Polity Press. (=山本武彦・渡部正樹訳(2003)『新戦争論——グローバル時代の組織的暴力』岩波書店.)

Nye, Jr., Joseph S. (2016) *Understanding Global Conflict and Cooperation: An Introduction to Theory and History*, 10th ed.: Pearson (=田中明彦・村田晃嗣訳(2017)『国際紛争——理論と歴史』有斐閣.)

○その他参考資料

(6)Web サイト

外務省「小型武器問題とテロリズム」

(https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/arms/sw/dnw_200208j.html) (2019年6月22日。)

——「武器貿易条約」

(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000029746.pdf>) (2019年6月22日。)

——「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約(略称：国際組織犯罪防止条約)」

(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/soshiki/boshi.html>) (2019年6月22日。)

熊本県立大学津曲研究室「トレーサビリティの活用」

(<http://www.pu-kumamoto.ac.jp/~produce-x/minamata/express-traceability.htm>) (2019年6月22日。)

国際連合広報センター「第1回小型武器隔年会合議長による記者会見」

(https://www.unic.or.jp/news_press/features_backgrounders/1115/) (2019年6月22日。)

——「通常兵器、信頼醸成および透明性」

(https://www.unic.or.jp/activities/peace_security/disarmament/conventional_weapons/) (2019年6月22日。)

衆議院 法律第八号(平二五・一二・一三)

(http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_housei.nsf/html/housei/18520131213108.htm) (2019年6月22日。)

産経ニュース「『武器はベルギーの売人から購入』 東欧やリビア...流入止まらない欧州最大のヤミ市場」

(<https://www.sankei.com/smp/world/news/150117/wor1501170044-s.html>) (2019年6月22日。)

日本経済新聞「オバマ政権、銃規制に挑む『悲劇を阻止』」

(<https://www.nikkei.com/article/DGXNZO49936410T21C12A2FF1000/?df=2>) (2019年6月22日。)

防衛省・自衛隊「平成30年度版防衛白書」

(https://www.mod.go.jp/j/publication/wp/wp2018/w2018_00.html) (2019年6月22日。)

ATT 「Treaty Text」

(<https://thearmstradetreaty.org/treaty-text.html>) (2019年6月22日。)

BIS Research 「Global Small Arms Market : Focus on Gun Type (Handguns, Rifles, and Shotguns) Cutting Type (Rifled/Threaded Bore and Smooth Bore), Operating Type (Automatic, Semi-Automatic, and Manual), and (Application-Analysis and Forecast, 2018-2013)」

(<https://bisresearch.com/industry-report/small-arms-market.html>) (2019年6月22日。)

Bundesministerium der Justiz und für Verbraucherschutz 「Waffengesetz」

(http://www.gesetze-im-internet.de/waffg_2002/index.html) (2019年6月22日。)

——「Ausführungsgesetz zu Artikel 26 Abs. 2 des Grundgesetzes (Gesetz über die Kontrolle von Kriegswaffen)」

(<https://www.gesetze-im-internet.de/krwaffkontrg/BJNR004440961.html>) (2019年6月22日。)

e-Gov 「昭和三十三年法律第六号 銃砲刀剣類所持等取締法」

(http://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=333AC0000000006) (2019年6月22日。)

GOV.UK 「Do I need an export licence?」

(<https://www.gov.uk/guidance/beginners-guide-to-export-controls>) (2019年6月22日。)

JETRO 「英国『貿易管理制度』」

(https://www.jetro.go.jp/world/europe/uk/trade_02.html) (2019年6月22日。)

Library of Congress 「Firearms-Control Legislation and Policy : Germany」

(<https://www.loc.gov/law/help/firearms-control/germany.php#f64>) (2019年6月22日。)

LONDON SCHOOL OF HYGIENE & TROPICAL MEDICINE 「War in South Sudan estimated to have led to almost 400,000 excess deaths」

(<https://www.lshtm.ac.uk/newsevents/news/2019/war-south-sudan-estimated-have-led-almost-400000-excess-deaths>) (2019年6月22日。)

OSCE 「Handbook of Best Practices on Small Arms and Light Weapons」

(<https://fas.org/asmp/campaigns/smallarms/OSCEhandbook.pdf>) (2019年6月22日。)

PRIO Conflict Trends 「Trends in Armed Conflict, 1946–2018」

(<https://www.prio.org/utility/DownloadFile.ashx?id=1818&type=publicationfile>) (2019年6月22日。)

PROJECT PLOUGHSHARES 「Report on an International NGO Consultation on Small Arms Action」

(https://ploughshares.ca/pl_publications/report-on-an-international-ngo-consultation-on-small-arms-action/#INTRODUCTION) (2019年6月22日。)

REUTERS 「イランの武器密輸業者、欧州のコンテナ船を利用＝報告書」

(<https://jp.reuters.com/article/tk0718074-iran-arms-smuggling-idJPTYE81K1AZ20120130>) (2019年6月22日。)

—— 「米国、台湾への武器売却を準備 戦車など20億ドル超＝関係筋」

(<https://jp.reuters.com/article/usa-taiwan-idJPKCN1T62MZ>) (2019年6月22日。)

SEESAC 「Improved Marking, Tracing and Registration of SALW」

(<http://www.seesac.org/Marking-Tracing-and-Registration-of-SALW/>) (2019年6月22日。)

Small Arms Survey 「Civilian Inventories」

(www.smallarmssurvey.org/weapons-and-markets/stockpiles/civilian-inventories.html) (2019年6月22日。)

—— 「Exporters」

(<http://www.smallarmssurvey.org/weapons-and-markets/transfers/exporters.html>) (2019年6月22日。)

—— 「Importers」

(<http://www.smallarmssurvey.org/weapons-and-markets/transfers/importers.html>) (2019年6月22日。)

—— 「Marking, Record-keeping, and Tracing」

(<http://www.smallarmssurvey.org/?marking-record-keeping-tracing>) (2019年6月22日。)

——Measuring Illicit Arms Flows: Honduras」

(http://www.smallarmssurvey.org/fileadmin/docs/H-Research_Notes/SAS-Research-Note-62.pdf) (2019年6月22日。)

—— 「Press Release—EMBARGOED UNTIL 1 PM (NEW YORK) ON 6 JUNE 2016」

(<http://www.smallarmssurvey.org/fileadmin/docs/S-Trade-Update/SAS-Trade-Update-Press-Release.pdf>) (2019年6月22日。)

—— 「The Online Trade of Light Weapons in Libya」

(<http://www.smallarmssurvey.org/fileadmin/docs/R-SANA/SANA-Dispatch6-Online-trade.pdf>) (2019年6月22日。)

—— 「TRADE UPDATE 2018—Sub-Saharan Africa in Focus」

(<http://www.smallarmssurvey.org/fileadmin/docs/S-Trade-Update/SAS-Trade-Update-2018.pdf>) (2019年6月22日。)

STOCKHOLM INTERNATIONAL PEACE RESEARCH INSTITUTE 「Ian Anthony(1998)“Russia and the Arms Trade”, Oxford University Press.」

(<https://www.sipri.org/publications/1998/russia-and-arms-trade>) (2019年6月22日。)

UNICEF 「南スーダン 子ども兵士 200 人以上、武装勢力から解放」

(<https://www.unicef.or.jp/news/2018/0066/html>) (2019年6月22日。)

United Nations 「GENERAL AND COMPLETE DISARMAMENT—SMALL ARMS」

(<https://www.un.org/Depts/ddar/Firstcom/SGreport52/a52298.html>) (2019年6月22日。)

—— 「SUPPLEMENT TO AN AGENDA FOR PEACE: POSITION PAPER OF THE SECRETARY-GENERAL ON THE OCCASION OF THE FIFTIETH ANNIVERSARY OF THE UNITED NATIONS」

(<https://www.un.org/documents/ga/docs/50/plenary/a50-60.htm>) (2019年6月22日。)

United States Patent Application Publication 「GPS SECURITY NETWORK AND TRACKING SYSTEM」

(<https://patentimages.storage.googleapis.com/ba/cf/9a/fedb24b1538e36/US20100315235A1.pdf>) (2019年6月22日。)

Uppsala Universitet 「Charts, Graphs and Maps」

(<https://www.pcr.uu.se/research/ucdp/charts-graphs-and-maps/>) (2019年6月22日。)

US.News 「Why Both the Pro- and Anti-Gun Lobby Are Against 'Smart Guns」

(<https://www.usnews.com/news/articles/2013/02/01/why-both-the-pro--and-anti-gun-lobby-are-against-smart-guns>) (2019年6月22日。)

VARIANT MARKET RESEARCH 「Small Arms and Light Weapons(SALW) Market」

2019年6月22日
文責：紛争セクション一同

(<https://www.variantmarketresearch.com/report-categories/defense-aerospace/small-arms-and-light-weapons-market>) (2019年6月22日。)

(7)新聞記事

『朝日新聞』2016. 12. 25 朝刊.

『読売新聞』2019. 6. 17 夕刊.